神奈川県いじめ防止対策調査会 諮問事項について

〇 諮問理由

神奈川県いじめ防止基本方針に基づき、神奈川県教育委員会が行う、いじめ防止等に向けた取組について、専門家による調査審議を行い、より効果的な取組のあり方や持つべき視点等の意見を求め、その結果を反映させることにより、教育委員会が実施するいじめ防止のための様々な取組の一層の充実を図るために諮問する。

○ 諮問事項(第5期(令和4~5年度))

| 〇 品间事項 | |
|-----------|--|
| 諮問事項 | いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係 |
| 四四千久 | る県教育委員会の取組について(その3) |
| サブテーマ | ○ ネットいじめについて ・ 平成25年にいじめ防止対策推進法(以下「法」という。)が施行され、インターネットを通じて行われるいじめ(以下「ネットいじめ」という。)への対策を推進するよう定められた。 ・ 法の施行を受け、県教委ではネットいじめについて本調査会に諮問し、平成28年1月に答申を受けた。 ・ しかし、現在、学校現場では「1人1台端末」が導入され、また、スマートフォンの所有の低年齢化やSNSに起因するトラブルの増加、侮辱罪の厳罰化、コロナ禍など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化している。 ・ また、ネットいじめは外部から発見することが難しいという特徴があり、問題が深刻化する危険性を孕んでいる。 ・ このようなことから、ネットいじめに対する未然防止、早期発見に向けた効果的な方策・取組について、ご審議いただきたい。 ○ いじめに関する正しい理解の促進について |
| 9 J T — 4 | 大津市の中学校いじめ自殺事案を契機に、平成25年に法が施行された。 ・ 法の施行を受け、県では平成26年に神奈川県いじめ防止基本方針を策定し、本方針に基づき、推進体制を整備するとともに、いじめ防止等に取り組んできた。 ・ 現在、法の施行から8年が経過し、スマートフォンの普及やコロナ禍により、非対面のコミュニケーションが増加するなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、いじめの態様も変化している。また、学校現場においては教職員の世代交代が進んでいる。 ・ このような状況の中、法制定の経緯を含め、法の内容について正しい知識を持ち、理解を深め、適切にいじめ防止等に取り組んでいく必要がある。 ・ そこで、いじめに関する正しい理解を促進するための効果的な方策・取組について、ご審議いただきたい。 |

<参考>過去の諮問事項

| 第1期(平成 | 26~27 年度) |
|--------|-----------------------------------|
| 諮問事項 | いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る |
| 的问事均 | 県教育委員会の取組について (その1) |
| | ・学校と地域及び家庭との連携のあり方について |
| サブテーマ | ・ネットいじめについて |
| | ・いじめを未然に防ぐための環境作りについて |

| 第2期(平成 | 第 2 期(平成 28~29 年度) | | |
|--------|-----------------------------------|--|--|
| 諮問事項 | いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る | | |
| 的问事点 | 県教育委員会の取組について (その2) | | |
| サブテーマ | ・いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について | | |
| | ・いじめに関するより実践的な教職員研修のあり方について | | |

| 第 3 期(平成 30~31 年度) | | |
|--------------------|-----------------------------------|--|
| 諮問事項 | ・いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について | |
| | ・いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について | |

| 第4期(令和 | 12~3年度) | | |
|--------|---------|--|--|
| 諮問事項 | なし | | |